

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年8月17日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から本件処分が違法又は不当であると主張する。

障害年金生活者支援給付金（以下「年金給付金」という。）は、消費増税や物価高の影響を鑑みて支援給付されたお金であり、それが年金では受け取れるのに生活保護費では受け取れず徴収されてしまうというのは納得がいかず、不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 1 月 8 日	諮問
令和 6 年 1 月 1 2 日	審議（第 8 5 回第 1 部会）
令和 6 年 2 月 1 9 日	審議（第 8 6 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・保護の基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、要保護者の収入として認定されることになり、要保護者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する法 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア) は、「恩給、年金、失業保険金その他

の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」としている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨て）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」(令和元年8月22日付社援保発0822第2号及び年管管発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長及び厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「年金給付金通知」という。)Ⅱは、年金給付金は、次官通知第8・3・(2)・ア・(7)により、実際の受給額を収入として認定するとしている。

(4) 扶助費の戻入の遡及限度

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2・答・2は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとしている。

(5) 次官通知、局長通知、年金給付金通知及び問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、年金給付金通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするもので、実務の適

切な遂行に資するものとして、本件の適用に関してその内容も妥当なものと認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和4年8月に日本年金機構に請求人の年金給付関係情報及び年金給付金関係情報を照会し、同機構から、請求人の障害基礎年金が年額780,900円から777,800円に変更されたこと及び請求人は年金給付金を受給しており、同年6月分からの年金給付金の支払額は1か月当たり5,020円であることについて情報提供を受けたことが認められる。そして、処分庁は、同年8月17日、日本年金機構から得た上記情報に基づき、請求人の同年6月分の障害基礎年金を65,075円から64,816円に変更し、これに年金給付金5,020円を加えた69,836円を収入認定額とし、同年6月1日以降の請求人の保護費を78,154円に変更する保護変更決定処分を行った（本件処分）ことが認められる。

年金及び年金給付金は実際の受給額を収入として認定するとされているところ（1・(3)）、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであって、違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、年金給付金は、消費増税や物価高の影響を鑑みて支援給付されたものであり、年金では受け取れるのに生活保護費では徴収されてしまうことに納得がいかないとして、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、年金及び年金給付金は、いずれもその実際の受給額を収入認定するものとされており（1・(3)）、いずれも請求人に支給される保護費の算定上控除される（同・(1)）ものである。また、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。

よって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹